

「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（案）」（クロルプロマジン試験法の改正及び食品中の農薬等（シアノホス等 8 品目）の残留基準設定）について（概要）

令和元年 6 月 14 日
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課

1. 改正の趣旨

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 11 条第 1 項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）において基準又は規格が定められた食品又は添加物については、同条第 2 項の規定により、その基準又は規格に合わなければ販売等を行ってはならないこととされている。

今般、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会（平成 31 年 2 月 22 日）の意見を踏まえ、食品に残留する農薬等の成分である物質の試験法であるクロルプロマジン試験法及び食品に残留する農薬等の成分であるシアノホス等の残留基準について改正を行う。

2. 改正の内容

① クロルプロマジン試験法の改正を行う（別紙 1 参照）。

② 食品中の以下の品目の残留基準を設定する（基準値案は別紙 2 参照）。

- | | |
|------------|--------------|
| (1)シアノホス | (2)タイロシン |
| (3)テトラジホン | (4)テトラニリプロール |
| (5)ネオマイシン | (6)ピコキシストロビン |
| (7)ビフェナゼート | (8)フルララネル |

3. 根拠法令

食品衛生法第 11 条第 1 項

4. 適用期日等

告示日：令和元年 9 月（予定）

適用期日：告示日（予定）

ただし、農薬等の残留基準に係る基準値を引き下げる部分については、告示の日から起算して 6 月を経過する日までの間は、なお従前の例によることとし、クロルプロマジン試験法の改正については、告示の日から起算して 6 月を経過する日までの間は、なお従前の例によることができることとする。